

令和7年度

定期監査及び  
行政監査報告書

令和8年3月

小樽市監査委員

## 目 次

1	監査執行者	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象部局及び実施した室課等の数	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	1
6	監査の結果	2
7	部局別の監査結果	2
8	おわりに	8

# 令和7年度 定期監査及び行政監査報告

令和7年度定期監査及び行政監査の実施結果について、以下のとおり報告します。

なお、監査の実施に当たっては、小樽市監査基準（令和2年小樽市監査委員告示第3号）に準拠しています。

## 1 監査執行者

監査委員 小林 優 （令和7年12月31日まで）

監査委員 近藤 朋子 （令和8年1月1日から）

監査委員 佐々木 秩

## 2 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 3 監査の対象部局及び実施した室課等の数

対象部局	実施した室課等の数
総務部	6
総合政策部	3
産業港湾部	8
会計課	1
教育委員会	7（小中学校）
農業委員会事務局	1
公平委員会事務局	1
固定資産評価審査委員会事務局	1
計	28

## 4 監査の着眼点

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、行政監査は、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点としました。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の範囲

令和7年4月1日から監査実施日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務としました。

### (2) 監査の実施方法

前記事務を対象として、あらかじめ予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他財務関係書類などについて抽出による審査を行い、併せて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

### (3) 実施日

令和7年10月7日～令和8年1月22日

## 6 監査の結果

定期監査及び行政監査について、前記2から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に事務処理がなされていましたが、一部において是正、注意又は検討を要する事項が見受けられました。

それらの具体的な内容については「7 部局別の監査結果」にありますので、今後の事務執行に当たっての参考としてください。

なお、本年度は、28室課等のうち17室課等で34件の指摘事項があり、その事務分類別の内訳は、次のとおりです。

区分	文書	サービス	予算執行	出納	契約	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件
7年度	—	17	4	—	12	1	34
(参考)							
6年度	1	45	2	2	6	2	58

## 7 部局別の監査結果

指摘事項等の内容は、次のとおりです。

なお、表中に※印で付記したものは、指摘事項には当たらないものの、より適正な事務処理や効率的な事務処理を行うために注意・検討を要すると認められる事項です。

### <総務部>

室課等 実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
職員課 令和7年11月4日	<p>&lt;令和7年度サービス・給与制度研修テキストについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>フルタイム会計年度任用職員の出勤管理票において、1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、規則上、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とし、半日単位での換算はできませんが、4時間をもって半日に換算しているものが複数課でありました。これは、令和7年度サービス・給与制度研修テキストの出勤管理票の取扱いにおいて、「フルタイムの会計年度任用職員については正規職員と同様です。」と記載されていることが要因の一つと考えられますので、テキストの記載と会計年度任用職員に係る年次有給休暇の取扱いについて整理し、改めて周知すべきと考えます。（サービス）</li></ul> <p>&lt;契約事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>業務委託及び見積業者選定伺において、当初予算議決前に契約に係る事前準備を行う際に必要とされる事項の記載がないものがありました。また、見積通知書にも「本契約は、予算の成立を条件とする。」旨の記載がありませんでした。（契約）</li></ul>	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 第14条第4項

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
総務課 令和7年11月10日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半日単位の年次有給休暇を取得する際に、月日又は期間若しくは時間欄に「午前」又は「午後」の記載のないものが複数ありました。（サービス）</li> <li>・ パートタイム会計年度任用職員において、1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とし、半日単位での換算はできませんが、3時間をもって半日に換算しているものがありました。（サービス）</li> </ul> <p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「命令時間」を訂正する際に、所属長でない者の訂正印で処理されているものがありました。（サービス）</li> </ul> <p>&lt;契約事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の業務委託及び賃貸借契約に係る見積通知書において、当初予算議決前に契約に係る事前準備を行う際に必要とされる「本契約は、予算の成立を条件とする。」旨の記載がありませんでした。（契約）</li> </ul> <p>&lt;随意契約に係る手続について（修繕）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の方法により10万円以上の契約を締結しようとする場合は、2人以上の者から見積書を徴しなければなりません。1社のみから見積書を徴し、その理由を記載していないものが複数ありました。契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、その理由を記載する必要があります。（契約）</li> </ul>	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 第14条第4項  時間外勤務等命令事務処理要綱 4  契約規則 第14条の2第1項 第2項
災害対策室 令和7年11月11日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パートタイム会計年度任用職員において、1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とし、半日単位での換算はできませんが、3時間をもって半日に換算しているものがありました。（サービス）</li> </ul> <p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「命令時間」を訂正する際に、所属長でない者の訂正印で処理されているものがありました。（サービス）</li> </ul>	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 第14条第4項  時間外勤務等命令事務処理要綱 4
広報広聴課 令和7年11月5日	指摘事項等なし	
秘書課 令和7年11月5日		
東京事務所 令和8年1月6日		

<総合政策部>

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
官民連携室 令和8年1月13日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間単位の年次有給休暇を取得する際に、「月日又は期間若しくは時間」欄から算出される時間数と「年次有給休暇」欄に記載された時間数が一致していないものがありました。(サービス)</li> </ul> <p>&lt;旅行命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主査に対する道外への旅行命令は、室長の専決事項となりますが、主幹の決裁により処理されていました。(サービス)</li> </ul>	事務専決規程 別表第1号2-(5)
デジタル推進室 令和8年1月15日	<p>&lt;収発件名簿の処理について&gt;</p> <p>※業務委託に係る再委託承諾願を收受する際に、収発件名簿への入力が行われていませんでした。当該文書は、契約書の定めに基づき提出され、再委託を承諾するか否かの判断をするために必要な書類であることから、軽易な文書ではないと思われますので、収発件名簿への入力が必要と考えます。(文書)</p>	文書事務取扱規程 第10条第1項
企画政策室 令和8年1月16日	<p>&lt;契約事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託及び見積業者選定において、当初予算議決前に契約に係る事前準備を行う際に必要とされる事項の記載がないものがありました。また、見積通知書にも「本契約は、予算の成立を条件とする。」旨の記載がありませんでした。(契約)</li> <li>・随意契約により契約の相手方を決定する際に、見積提出期限を超過して提出された見積書を有効としているものがありました。(契約)</li> </ul>	

<産業港湾部>

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
農林水産課 令和7年11月12日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム会計年度任用職員において、1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とし、半日単位での換算はできませんが、3時間をもって半日に換算しているものがありました。(サービス)</li> </ul> <p>&lt;支出負担行為の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱等で金額(上限額を含む。)が規定されている補助金等に係る支出負担行為で50万円以上の場合、部長の専決事項となりますが、課長の決裁で処理しているものがありました。(予算執行)</li> </ul> <p>&lt;国有財産の使用許可に係る事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有財産の使用に当たって交付される国有林野使用許可書において、許可年度の翌年度から3年間の使用許可期間及び年次ごとの許可使用料の納付が条文中に記載されており、このことは、翌年度以降3年間の債務を負担することを意味しますが、債務負担行為として令和5年度予算に定めていませんでした。(予算執行)</li> </ul>	<p>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 第14条第4項</p> <p>事務専決規程 別表第1号3-(1)-(7)</p> <p>地方自治法 第214条</p>

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
産業振興課 令和7年11月14日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3時間人間ドックの受診を理由として職務に専念する義務を免除する際は、受診後に職場復帰することを前提としているため、免除後に年次有給休暇を取得することはできない取扱いになっていますが、午前の免除後に半日単位で取得しているものがありました。あらかじめ1日の勤務時間全てを勤務しない予定の場合は、年次有給休暇を1日単位で取得する必要があります。(服務)</li> </ul>	
観光振興室 令和7年11月17日	<p>&lt;休憩時間の付与について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に付与しなければなりません。時間外勤務を命ずる際に、所要の休憩時間が付与されていないものがありました。また、業務の緊急性からやむを得ず休憩時間を付与するいとまがなかったときは、「休憩時間追加付与不可報告書」により速やかに職員課長へその旨を報告しなければなりません。当該報告書が提出されていませんでした。(服務)</li> </ul> <p>&lt;契約事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託及び見積業者選定伺において、当初予算議決前に契約に係る事前準備を行う際に必要とされる事項の記載がないものがありました。また、見積通知書にも「本契約は、予算の成立を条件とする。」旨の記載がありませんでした。(契約)</li> <li>・建物賃貸借契約に係る契約条項において、期間満了の2か月前までに契約を終了させる旨の申出がない場合、1年間更新するものとする旨の条文が記載されており、このことは、期間満了の2か月前に翌年度分の債務を負担する契約を締結することを意味し、債務負担行為又は長期継続契約とする必要がありますが、いずれの手続もしていませんでした。また、同契約において、期間満了の2か月前までに、翌年度の契約を更新する旨の意思決定が必要ですが、決裁を得ていませんでした。(契約)</li> <li>・今年度の予算執行に係る土地賃貸借契約の契約締結日が、前年度の日付になっているものがありました。(契約)</li> </ul> <p>&lt;随意契約に係る手続について(修繕)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の方法により10万円以上の契約を締結しようとする場合は、2人以上の者から見積書を徴しなければなりません。1社のみから見積書を徴し、その理由を記載していないものがありました。契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、その理由を記載する必要があります。(契約)</li> </ul>	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第6条</p> <p>職員の勤務時間等に関する訓令第5条第1項の総務部長が定める基準 第5</p> <p>地方自治法 第214条 第234条の3</p> <p>契約規則 第14条の2第1項 第2項</p>
公設水産地方卸売市場 令和7年11月18日	<p>&lt;随意契約に係る手続について(修繕)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の方法により10万円以上の契約を締結しようとする場合は、2人以上の者から見積書を徴しなければなりません。1社のみから見積書を徴し、その理由を記載していないものが複数ありました。契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、その理由を記載する必要があります。(契約)</li> </ul>	<p>契約規則 第14条の2第1項 第2項</p>

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
商業労政課 令和7年11月19日	<p>&lt;支出負担行為の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を得なければなりません。長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を得ずに「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行）</li> </ul>	財務会計規則 第51条第2項 別表第2
港湾室港湾業務課 令和7年11月20日	<p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務を命ずる際は、所属長印欄に押印するとともに、確認した時間を手書きするときは、所属長が確認印欄に押印しなければなりません。両方の押印がないものがありました。（服務）</li> </ul>	時間外勤務等命令事務処理要綱 2-(1) 6
港湾室港湾振興課 令和7年11月21日	<p>&lt;支出負担行為の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱等で金額（上限額を含む。）が規定されている補助金等に係る支出負担行為で50万円以上の場合、室長の専決事項となりますが、課長の決裁で処理しているものがありました。（予算執行）</li> </ul> <p>&lt;歳入の徴収事務委託に係る告示について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歳入の徴収事務を委託した際に行う告示について、告示文書に記載した委託期間が実際の委託期間と一致していないものがありました。（契約）</li> </ul> <p>&lt;補助金に係る交付申請等の手続について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金に係る交付申請等の手続について、申請者と交付決定等を行う者が同一となっており、双方代理を禁止した民法第108条第1項に該当するものが複数ありました。（その他）</li> </ul>	事務専決規程 別表第1号3-(1)-7  なお従前の例によることとされる地方自治法施行令第158条第1項 第2項  民法 第108条第1項
港湾室港湾整備課 令和7年11月20日	指摘事項等なし	

<会計課>

実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
令和8年1月22日	<p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確認した時間を手書きする際に、「命令時間」と「確認した時間」とが一致していないものがありました。（服務）</li> </ul>	

<教育委員会> (小中学校29校中7校を抽出して実施)

室 課 等 実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
銭函中学校 令和7年10月7日	<p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務を命ずる際は、その都度、時間外勤務等命令簿に命令内容等を記載し、所属長印欄に押印しなければなりません。まとめて印字したものに押印し、処理していました。(服務)</li> </ul>	時間外勤務等命令事務処理要綱 2-(1)
朝里中学校 令和7年10月7日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3時間人間ドックの受診を理由として職務に専念する義務を免除する際は、受診後に職場復帰することを前提としているため、免除後に年次有給休暇を取得することはできない取扱いになっていますが、午前の免除後に半日単位で取得しているものがありました。あらかじめ1日の勤務時間全てを勤務しない予定の場合は、年次有給休暇を1日単位で取得する必要があります。(服務)</li> </ul>	
向陽中学校 令和7年10月9日	<p>&lt;出勤管理票の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇を取得する際に、専決者である校長の決裁を受けていないものがありました。(服務)</li> </ul> <p>&lt;時間外勤務等命令簿の処理について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務を命ずる際は、その都度、時間外勤務等命令簿に命令内容等を記載し、所属長印欄に押印しなければなりません。まとめて印字したものに押印し、処理していました。(服務)</li> </ul>	<p>学校管理規則 第12条第1項</p> <p>時間外勤務等命令事務処理要綱 2-(1)</p>
高島小学校 令和7年10月9日	指摘事項等なし	
塩谷小学校 令和7年10月10日		
幸小学校 令和7年10月10日		
桜町中学校 令和7年10月14日		

<農業委員会事務局>

実 施 期 日	指 摘 事 項 等 の 内 容	関 係 法 令 等
令和7年11月18日	<p>&lt;契約事務について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の予算執行に係る契約締結日の決裁日が、前年度の日付になっているものがありました。(契約)</li> </ul>	

### <公平委員会事務局>

実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
令和7年11月6日	指摘事項等なし	

### <固定資産評価審査委員会事務局>

実施期日	指摘事項等の内容	関係法令等
令和7年11月6日	指摘事項等なし	

## 8 おわりに

監査の結果は、前述のとおりですが、本市の行財政運営に当たっては、効率的かつ安定的に持続可能な運営のため、収支改善に向けた歳入増や歳出削減に取り組まれている中、事務の執行においても、適正で、経済的、効率的かつ効果的な実施が求められています。

こうした中、本年度の監査を振り返ってみますと、全体的に大きなミスは見られませんでした。指摘事項等が見受けられた室課等においては、例年、監査により報告している事例もあることから、前例踏襲で処理されていたり、チェック機能が不十分であるという印象を受けました。

監査結果を個別に見てみますと、サービスに係る事務では、時間外勤務等命令簿の処理において、要綱を十分に理解しないまま処理していると思われる事例や、契約に係る事務では、その手続において、契約規則や契約所管課が示す通知等に沿っていない処理が散見されるなど、適切とは言い難い事務処理が見受けられました。

これらの再発防止の観点から、監査結果及びその対応については、今年度の対象部局にとどまらず、組織全体に行き渡るよう、サービスや契約を所管する担当部署から職員に対し注意を喚起するなど、周知を徹底されることが肝要であると考えます。

おわりになります。今後の事務処理に当たっては、市の信頼性を確保するため、ささいなミスと思われるものでも、それを放置することにより重大な事故につながるおそれがあるということを念頭に置き、職員一人一人が前例にとらわれることなく、自己研さんに取り組んでいただき、常に最新の根拠法令等を確認し理解した上で事務処理をすること、そして、組織としては、チェック体制の強化や、基本的事項の習得に向けた研修の充実などに努められるとともに、適正かつ効率的な事務執行を継続され、更なる内部統制の充実に努められますよう望むものです。